

特設水道における水質検査の実施及び各種報告の提出について

第1 原水及び浄水の水質検査（特設水道条例第8条）の実施並びに結果の報告

1 水質検査計画の作成

特設水道の設置者は水質検査を計画的かつ的確に行うため、毎事業年度の開始前に水質検査計画を定めることが望ましい。

- (1) 水質検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
- (2) 水質検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
- (3) 水質検査を委託する場合、その委託の範囲（委託先検査機関名、定期及び臨時の検査項目、試料の採取、運搬方法）
- (4) 原水の指標菌の検査及びクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査

2 原水の水質検査等

原水の水質検査等を次のとおり実施すること。

(1) 水質基準項目

原水の水質検査は次のとおりとする。

水源の状況により、必要に応じて、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブromoクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、及びホルムアルデヒドを除く全項目検査（水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令101号（以下「省令」という））の表の上欄に掲げる全ての項目の検査をいう。以下同じ）を実施することが望ましい。

原水水質の検査結果が、省令の表の3の項（カドミウム及びその化合物）から46の項（有機物（全有機炭素の量））までの項の中欄に掲げる基準（ただし21の項（塩素酸）から31の項（ホルムアルデヒド）までの項及び34の項（鉄及びその化合物）、37の項（マンガン及びその化合物）、39の項（カルシウム、マグネシウム等（硬度））の中欄に掲げる基準を除く）に適合しない場合は、当該水源の原水について相当期間当該水質項目に関する水質検査を実施すること。

3 浄水の定期水質検査等

(1) 検査に供する水の採取

ア 色及び濁り並びに消毒効果に関する検査に係る採水場所については、配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定し実施すること。

イ 定期の検査及び一部項目検査に係る採水場所については、給水栓のうち水道施設の構造、配管の状態を考慮して最も効果的な場所を選定することとし、検査項目ごとに異なった給水栓を選定しないこと。

ウ 水質基準項目のうち「鉛及びその化合物」に係る検査に供する水の採取方法については、毎分約5リットルの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち、先と同じ流量（毎分約5リットル）で流しながら開栓直後から5リットルを採取し、均一に混合してから必要量の検査用試料を採水容器に分取すること。

(2) 浄水に係る水質基準項目の定期水質検査

ア 1日1回以上行う検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査とする。

イ おおむね1ヶ月に1回以上行う検査

(ア) 省令の表中1の項（一般細菌）、2の項（大腸菌）、11の項（硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素）、34の項（鉄及びその化合物）、37の項（マ

ンガン及びその化合物)、38の項(塩化物イオン)及び46の項(有機物(全有機炭素(TOC)の量))から51の項(濁度)までの上欄に掲げる項目について実施するものとする。

(イ) 省令の表中42の項(ジェオスミン)及び43の項(2-メチルイソボルオネール)の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少なく、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね1ヶ月に1回以上とする。

また、深井戸を水源とする水道にあっては検査を要しない。

ウ おおむね3ヶ月に1回以上行う検査

省令の表中3(カドミウム及びその化合物)の項から10の項(シアン化物イオン及び塩化シアン)まで、12の項(フッ素及びその化合物)から33の項(アルミニウム及びその化合物)まで、35の項(銅及びその化合物)、36の項(ナトリウム及びその化合物)、39の項(カルシウム、マグネシウム等(硬度))から41の項(陰イオン界面活性剤)まで、44の項(非イオン界面活性剤)及び45の項(フェノール類)の上欄に掲げる事項とする。

ただし、同表中3の項(カドミウム及びその化合物)から9の項(亜硝酸態窒素)まで、12の項(フッ素及びその化合物)から20の項(ベンゼン)まで、32の項(亜鉛及びその化合物)、33の項(アルミニウム及びその化合物)、35の項(銅及びその化合物)、36の項(ナトリウム及びその化合物)、39の項(カルシウム、マグネシウム等(硬度))から41の項(陰イオン界面活性剤)まで、44の項(非イオン界面活性剤)及び45の項(フェノール類)の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く)であって、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値(省令の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。)の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年間に1回以上とすることができる。

エ 検査の省略

次の表の左欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、同表の右欄に掲げる事項を勘案して、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、上記イの(イ)及びウの検査に関する回数にかかわらず省略することができる。

ただし、検査の省略を行った場合であっても、おおむね3年に1回程度は省略した項目についての水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。

a	省令の表中3の項から5の項まで、7の項、 <u>12</u> の項、 <u>13</u> の項(海水を原水とする場合を除く。)、 <u>26</u> の項(浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。)、 <u>36</u> の項、 <u>37</u> の項、 <u>39</u> の項から <u>41</u> の項まで、 <u>44</u> の項及び <u>45</u> の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況
b	省令の表中6の項、8の項、 <u>32</u> の項、 <u>33</u> の項及び <u>35</u> の項の上欄に掲げる	原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令(平成

	事項	12年厚生省令第15号)第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資機材等の使用状況
c	省令の表中 <u>14</u> の項から <u>20</u> の項までの上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)
d	省令の表中 <u>42</u> の項及び <u>43</u> の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は左欄に掲げる事項を産出する藻類の発生状況を含む)

オ 水質検査の時期

水質基準項目のうち年間の変動パターンが明らかになっているものについては、年間の最高値が測定される時期を含むこと。

4 臨時の水質検査

次のような場合にあっては、すみやかに浄水について基準の表の上欄に掲げる事項のうち必要な事項について検査を行うこと。また、必要に応じて、原水についても水質検査を行うこと。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

5 水質検査機関との委託

水質検査は、自己機関で行わない場合には、保健所、衛生研究所等の地方公共団体の機関及び水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関(以下、「登録検査機関」という)に委託して実施すること。

なお、委託契約は特設水道設置者と地方公共団体の機関または登録検査機関の間で書面により直接契約を行うことが望ましい。また、当該委託契約書にはつぎに掲げる事項(臨時の検査のみを委託する場合にあっては、ロ及びハを除く。)を含むこと。

- イ 委託する水質検査の項目
- ロ 第一項の検査の時期及び回数
- ハ 委託に係る料金(以下この項において「委託料」という。)
- ニ 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法
- ホ 水質検査の結果の根拠となる書類
- ヘ 臨時の検査の実施の有無

6 水質検査結果の報告

水質検査の報告については次のとおりとする。

- (1) 原水・浄水に係る定期に行う検査(1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を除く。)については、実施後その都度、所管保健所長あて報告すること。
- (2) 1日に1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、異常がない場合には報告を要しないが、異常の判明時には、速やかに所管保健所長あて報告すること。
- (3) 臨時の水質検査については、実施後速やかに実施理由を添えて、所管保健所を経

由のうえ健康医療部環境衛生課長あて報告すること。

- (4) 原水の指標菌の検査及びクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、実施後その都度、所管保健所長あて報告すること。

第2 健康診断の実施及び結果の報告

浄水工程等給水に直接かかわる者について、病原体がし尿に排泄される感染症の患者(病原体の保有者を含む)の有無に関して、次のとおり健康診断を行うこと。

- 1 病原体の検索は、おおむね6ヶ月ごとに主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行うこと。
- 2 検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌等について行うものとし、急性灰白髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意することが望ましい。

ただし、腸管出血性大腸菌等については、大阪府域の発生状況を考慮して検索対象に加え、実施すること。

- 3 検便は衛生研究所、保健所等の公的機関の他、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」に基づく登録を受けた衛生検査施設に委託して実施すること。
- 4 健康診断の結果については、異常がない場合にあっては報告を要しないが、異常の判明時には、ただちに、健康診断結果及び措置状況について所管保健所長あて報告すること。

なお、報告については、別紙様式を参考とされたい。

第3 衛生上必要な措置について

- 1 特設水道設置者は、取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池等の周辺は、常に十分な清掃を励行し、汚物等によって水が汚染されないよう留意するとともに、当該施設には柵を設け、施錠をする等のほか汚染防止のための一般の注意を喚起するに必要な標札、立札、掲示等を行うこと
- 2 水の消毒は塩素によることを基本とする。
- 3 消毒設備は、消毒が中断しないように常に整備し、事故に備えて必ず予備を設けること。
- 4 塩素注入場所は、塩素が充分水に混合するように行うこと。
- 5 次のような場合には、残留塩素を 0.2mg/L (結合塩素の場合は 1.5mg/L) 以上にする事。

(1) 水源付近及び給水区域、その周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。

(2) 全区域にわたるような広範囲の断水後、給水を再開するとき。

(3) 洪水等で水質が著しく悪化したとき。

(4) 浄水過程に異常があったとき。

(5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。

(6) その他特に必要があると認められるとき。

第4 水質等に関する事故時の報告

水質等に関する次のような事故が発生した場合においては、速やかに所管保健所を經由して健康医療部環境衛生課長あて報告すること。

- 1 断水が6時間以上にわたったとき。
- 2 水質に異常変化を来したとき。
- 3 水道に起因すると認められる疾病が発生したとき。
- 4 重要水道施設に著しい被害があったとき。

- 5 給水の緊急停止をしたとき。
- 6 その他必要と認めたととき。

第5 水道実務担当者の変更の報告及びその他（施設の軽微な変更等）変更の報告
水道実務担当者を変更した場合及びその他（施設の軽微な変更等）変更があった場合
においては、所管保健所を経由のうえ健康医療部環境衛生課長あて報告すること。

第6 水質検査結果等記録の保存

水質検査結果の記録については、実施後3年間保存することが望ましい。また、健康診断を行ったときは記録を作成し、1年間保存すること。